

工事請負代金債権の譲渡の承諾について

1 目的

工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進することにより、建設企業の金融の円滑化を推進するとともに、元請負人の倒産における下請負人の元請負人に対する請負代金の保全を図ることを目的とするものです。

2 概要

原則として認めていない工事請負代金債権の譲渡について、工事請負事業者が債権譲渡を活用した融資制度を利用する場合に限り、当該債権の譲渡を承諾するものです。

工事請負事業者は、譲り渡した債権を担保に、出来高に応じて、債権の譲受人（高知県建設業協同組合）より融資を受けることができます。

さらに、出来高を超える未完成部分についても、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社）の金融保証により、金融機関より相応の融資を受けることができます。ただし、この場合は、前払金を受けていることが要件となります。

3 債権譲渡の承諾の要件

当該建設工事の出来高が2分の1に達していること。

債権の譲渡先が高知県建設業協同組合であること。

債権譲渡の目的が高知県建設業協同組合から融資を受けるためのものであること。

3 債権譲渡を認める融資制度

下請セーフティ債務保証制度

地域建設業経営強化融資制度

4 実施日

平成 21 年 4 月 1 日

5 融資に関することは、高知県建設業協同組合にお問い合わせください。

電話 0 8 8 - 8 7 2 - 8 9 6 2